

奈良県告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日

奈良県知事 山下 真

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 二五号

三 道路の区域

路線 番号	区 間	備 考
2 5	奈良市小倉町一五番六先から 奈良市小倉町三五番一先まで	

四 供用開始年月日

令和七年三月十八日